

## 第III章

### 農家を定義する

#### 1. 世帯・家族・親族

ビルマでは建物としての家を「エイン」(ein) と言い、男女が結婚して作る家庭を「エインダウン」(eindaun) と言う。さらにエインダウンにはもうひとつ動詞として「結婚する」という意味がある。ビルマ語でエインダウンがあるかないかを質問することは既婚か未婚かと問うことと同義であり、既婚者ならば「家庭すなわちエインダウンがある」と答える。つまり、家庭は結婚した男女によってまったく新しく形成されるものであって、日本の「イエ」のような世代を越えた継承性はない。そして、このエインダウンの全構成員の集合を「エインダウンダーズ」(eindaundhâzù) といい、ビルマの諸統計ではこれを“Household”，すなわち「世帯」と英訳している。“eindaundhâzù”的，einは「家」，daun (=htaun) は「建てる」，dhâ (=thâ) は「人」，zù (=sù) は「集まり」をそれぞれ意味し、この構成が示すように世帯の概念は家屋を基礎に形成されている<sup>(1)</sup>。なお、日常語ではエインダウンだけで同様に「世帯」を指す言葉として用いられる。また、「結婚」と「世帯」というエインダウンの持つ二つの意味から想像されるように、ビルマの世帯の基本形態は核家族であり、その他の形態は家族サイクルの中で一時的に現れるものにすぎない、との考え方方が一般的である<sup>(2)</sup>。Z村においては、ビルマ族もカイン族もこの点に関しては同様である。

ビルマ族やカイン族の社会は双系制の社会であり、名字がないことに象徴されるように強固な家族制度や親族制度がない。そのため、父親の家族内の統制力は弱く、「イエ」の存続や家業の継承といった観念は非常に希薄である。例えばビルマ族の財産制度ひとつみても、夫婦は財産の「共同所有権者」（個々の持ち分がはっきりしない）ではなく、「同時所有権者」（個々の持ち分がはっきりしている）であるとの規定が慣習法にあり<sup>(3)</sup>、夫婦や親子といえども財産は個人に帰属する。また、副業から得た収入や嫁や婿の実家からの送金は受け取った本人が保持することも多い。しかし、同じ家屋に居住するかぎり少なくとも消費生活の大部分は共同で行われており、農業生産も貨幣計算を伴わない共同作業で行うことが多い。ビルマの人口センサスも世帯(eindaun-dhâzù)を「同じ屋根の下に住み、同じ鍋の飯を食する、家族を基本とした集団」と定義しており<sup>(4)</sup>、世帯を一応最小の経済単位と見なすことができる。また後述するように、農地改革時の農地の配分も世帯を単位として行われた。

世帯主はエインダウン・ウースィー (eindaun ûsti) という。ウースィーとは「指導者」という意味である。世帯主には男がなるのが普通であり、女がなるのは夫が死亡してそれに代わりうる男子がいない場合のみにほぼ限られている。Z村には女の世帯主が18人いるが、うち17人は未亡人であり、残りの1人は単身で生活する未婚の老婦人である。

世帯と似た概念として「家族」という概念がある。ビルマ語で家族は「ミーダーズ」(mîdhâzù) といい、mîは「母親」、dhâ (=thâ) は「子供」、zù (=sù) は「集まり」をそれぞれ意味する。すなわち、「母と子の集まり」が家族ということになる。「世帯」が同一の家屋に居住するという物理的状況によって定義される概念であるのに対し、「家族」は親子・キョウダイ (siblings) 関係を基本とする血縁関係に基づく概念であるので、しばしば1軒の家で生活する人々の範囲を越える<sup>(5)</sup>。例えば、婚姻等によって親世帯を離れても、子供やキョウダイは依然として定位家族の構成員であることに変わりはない。ただし、キョウダイたちの親が死亡して彼らの間で遺産の分割相続が済むと、お互いの間柄を家族とは見なさなくなってしまうことが多い。

ビルマでは、子供が結婚して成長すると、親の家族（定位家族）から住居と家計すなわち世帯を分離独立することが慣習となっており、これをビルマ語では「エインダウン・クエデー」（eindaun hkwêde=家庭を分ける）あるいは「オ一・クエデー」（ôu hkwêde=鍋を分ける）と言う。しかし、さまざまな経済的事情のために子供世帯が新しく屋敷地を獲得できない場合、親の所有する屋敷地内に新たに住居を構えるといったことがしばしば行われる。ただし、後述するように、同一の屋敷地に共住するのは親子（義理の関係も含む）だけではなく、キョウダイ、オジ（オバ）-オイ（メイ）といった関係のときもある。屋敷地に共住する世帯相互間で部分的な経済援助や雇用機会の提供などが行われる場合もあるが、各世帯の家計は基本的にそれぞれ独立しており、たとえ同じ屋敷地に共住していても家屋が異なれば別の世帯である<sup>(6)</sup>。親が自分の屋敷地にある息子（あるいは娘）の世帯を指して言う、「エインダウン・クエートワービー」（eindaun hkêthwâbi=世帯を分けてしまった）という言葉がこれを端的に表している。だが同時に「世帯は分けたが、家族は同じ敷地内に住んでいる」という表現も用いられ、親が健在であるかぎり屋敷地に共住するしないにかかわらず「家族」の絆は失われない。ただし、親子やキョウダイ以外の近親（特に同じ屋敷地に住んでいる者）に対する場合にも家族という言葉が用いられることがあり、「家族」の範囲は曖昧であり、世帯のように明確に確定できるものではない。一般に親が死亡して屋敷地が分割されると、隣合うキョウダイたちでも家族意識は薄れていき、「家族」も「世帯」も直系的系譜の概念を欠いた求心性のない分裂を繰り返すことになる。

村人の観念もセンサスも「世帯」を上記のように捉えており、本書での定義もこれにしたがうものであるが、Z村の世帯統計はこれと異なった方法によって作成されている。定義によって世帯数を数えるならば、Z村の世帯総数は138であるが、村の対外向けの統計では156世帯となっている。この数値は協同組合<sup>(7)</sup>の統計に基づいており、この統計では、基本的に核家族ひと組を1世帯と数えている。したがって、この方法によると複数の核家族が同居する場合1戸の家に複数の世帯が存在することになる。このようにカウントす

るのは、ビルマの家族の典型は核家族であり、その他の形態は暫定的なものにすぎないという上記の考え方によるものである。しかし、これは表向きの理由で、より現実的な背景として協同組合手帳との関係がある。消費財の配給は組合手帳に書き込まれた世帯員数に基づいて行われるが、石鹼の場合のように1冊の組合手帳について何個というように配給がなされたことがある。その結果、拡大家族を中心に組合手帳の増発を求める声があちらこちらから起き、結局村の行政側は核家族1組について1冊発行することで村人と妥協した。この発行冊数をもって公式には村の世帯数としているのである。一見明確に定義されるように思われる「世帯」に関しても、家族概念の規範や社会的経済的利害関係を入れ込むことによって、まったく異なった定義が行われうることをこの事例は示している。

第9表はZ村の全調査世帯を家族形態別・世帯員数別に分類したものである。総世帯数の7割は核家族か母子・父子家族世帯であり、核家族指向の強さを窺わせる。家族構成員が2人から4人の核家族世帯は若い夫婦かすでに婚出した子供のいる夫婦の世帯であり、夫婦ひと組あたりの子供の数は3、4人という世帯が最も多い。母子・父子家族の場合、結婚した子供のうちの

第9表 Z村の各世帯の家族構成

(単位:世帯。カッコ内は百分比)

家族形態 \ 世帯員数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	計
a 核 家 族	4	8	12	19	17	8	10	3	1	82(60.3)	
b 母 子 家 族	4	1	5	3						13( 9.6)	
c 父 子 家 族	1		1							2( 1.5)	
d 拡 大 小 家 族		1	1	2	6	5	3	1	1	20(14.7)	
e 拡 大 家 族					2	2	2	3	2	11( 8.1)	
そ の 他	3	2	1	1		1				8( 5.8)	
計	3	11	11	20	24	26	15	15	7	4	136(100)

(注) a 夫婦+子ども (または夫婦のみ)

b 核家族-夫

c 核家族-妻

d 核家族+独身の親・孫・キョウダイ

e 2世代の夫婦を含む家族

(出所) 筆者調査による。

1人が「鍋を分けず」に親と同居する傾向が強く、父か母の死後に老親を養うために子供夫婦が親と同居する事例も多い。また、新婚世帯が貧しい、親が十分な屋敷地を持たないといった場合、結婚後も親と同居して拡大家族を構成する。核家族が典型であるにもかかわらず、多くの拡大家族やその変形が併存するのはこのためである。ただし、2世代以上の夫婦を含む拡大家族は一時的なものである場合が多く、1990年に筆者が再訪したときには、表中の11世帯中4世帯が親と子の世帯に分裂していた。母子・父子家族は拡大小家族に移行しやすく、その後老親が死亡すれば核家族となり、他方大家族は常に分裂の可能性をはらむ。相対的には核家族が最も安定した家族形態であるといえよう。

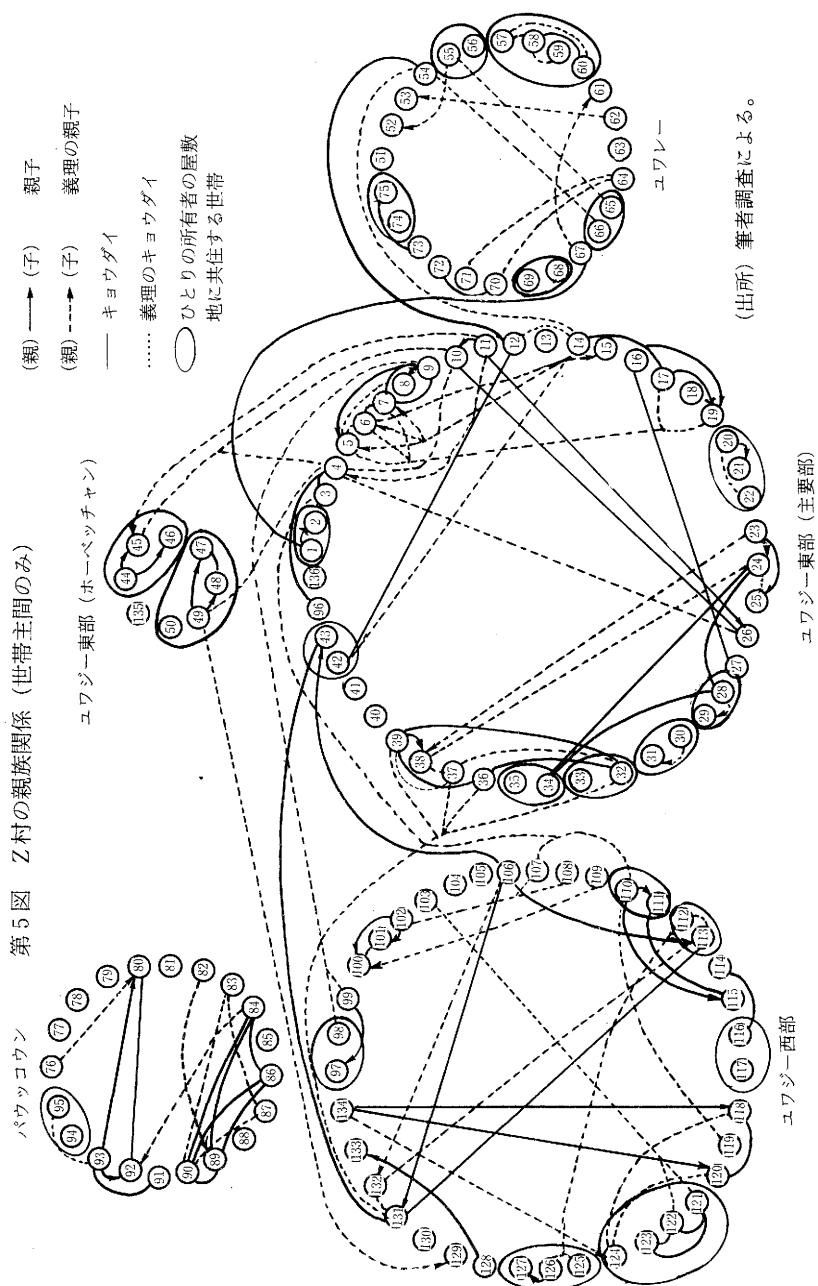
ちなみに、1世帯あたりの平均世帯員数は男2.69人、女2.76人の計5.45人である。また、世帯員数と第V章で述べる保有農地（水田および菜園）面積との相関係数は、0.17であり、両者の相関はほとんどない。

「シンルイ」はビルマ語ではスウェーミョー (swemyôu) あるいはアミョー (amyôu) と言う。sweは「親しい」というニュアンスをもつ名詞、aは接頭辞であり、myôuは「種」という意味である。すなわち、同じ種から生まれ、血縁によって結ばれている人々をシンルイと言うわけである。といっても、特定の親族集団を表す概念ではなく、双系的にたどれる一定範囲内にいる血縁者をスウェーミョーと呼ぶのである。Z村では第3イトコまでがシンルイになりうると観念されている。ビルマ語ではキョウダイのことを、アコー(akou=兄), アマ(amà=姉), ニー(nyi=兄からみた弟), マウン(maun=姉からみた弟), ニーマ(nyimà=妹)<sup>(8)</sup>と言うが、この呼称はイトコについても同様に使われている。血縁を正確に表すためには、キョウダイの場合には上記の呼称の後にアイン(àyìn=眞実)という修飾語がつき、第1イトコ, 第2イトコ, 第3イトコにはそれぞれタウングエー(tawñgŵê=一腹分けた), フナウングエー(hnâwñgŵê=二腹分けた), トウンウングエー(thôunwñgŵê=三腹分けた)、といった修飾語がつく。だが、これらの修飾語は一般的に省略されてしまうことが多く、オジやオバ、オイやメイについても同様である。したがつ

て、このような親族名称で呼ぶ範囲から、各個人のシンルイの範囲を推定することができる。筆者の観察によると、第2イトコまではキヨウダイの呼称で呼んでいるように思われる。しかし、後述するように村内の親族が非常に多いので、シンルイに関しては結局のところ個人的に「親しい」者だけがシンルイと呼ばれることになるようである。なお付け加えるならば、キヨウダイやシンルイを指す親族名称は、赤の他人に対しても頻繁に使用される。呼びかけの感動詞として使われることも多いが、「シンルイのようにつきあう間柄」に関してはこうした呼称が頻繁に用いられる。例としては、職場の先輩—後輩関係、雇用者—被雇用者関係などが挙げられよう。

第5図はZ村内の各世帯の親族関係の概略を示したものである。村内の各世帯が緊密な血縁・姻戚関係で結ばれていることが一目でわかる。この図は世帯主間の親族関係のみを表したものであるが、さらに世帯主の子供同士の婚姻やオジ（オバ）—オイ（メイ）関係などを図示するならば、村内に親族を持たない世帯はないといつても過言ではない<sup>(9)</sup>。さらにこの図を詳しく見てみると、各地区内の世帯相互間の親族的つながりを表す線の多さに比べて、地区を跨いだ世帯相互間のそれの少なさが際だっていることがわかる。特に、先に述べたように民族を異にするパウッコウン地区の人々と他地区の人々との親族的つながりはまったくなく、またユワレーとユワジー西部も疎遠な関係にある。つまり、同じ村内でも親族は比較的近隣に居住する傾向があるといえる。村には屋根の葺き替えや葬式などの際に近隣同士で労働力を提供し合う慣習があるが、実際に集まる「近隣」の人々のほとんどが近い親族であるということはよく見られる光景である。また、農業労働力の雇用関係においても親族関係が特別な意味合いをもつことがある。これについては第VII章で詳述する。

Z村内のこうした緊密な親族関係は多くの村内婚と親の屋敷地の分割によって形成されてきた。第10表は夫婦とも健在である村内のすべてのカップルを対象に、夫と妻の出身地別（村内か村外か）に夫婦を分類した表である。全夫婦のほぼ半数は村内婚のカップルであり、特定の世代的な偏りはない。ま



第10表 夫と妻の出身地

(単位：組)

出身地		妻	
		村内	村外
夫	村内	56	40
	村外	17	10

(注) 調査時点で夫妻とも健在である夫婦すべてを対象に分類した。したがって1世帯中に複数の夫婦が居住する場合、夫婦の数だけ教えあげられることになる。

(出所) 筆者調査による。

た、夫または妻が村外から来た夫婦57組のうち40組はフレグー郡内出身の妻か夫を持ち、その他の村外出身者も7例を除いて近隣の郡の生まれである<sup>(10)</sup>。こうした通婚圏の狭さは交通手段の未発達による生活圏の狭さに由来するものと思われる。だとしたら、村内婚はずっと以前から繰り返されてきたものと推定され、これが村内の濃密な親族関係のネットワークを形成する要因となっていると考えられる。さらに、第5図にみるように、1人の所有者が持つ1区画の屋敷地に複数の独立世帯が共住する屋敷地が21区画ある。同一屋敷地に共住する世帯群は親子を中心にきわめて近い血縁関係にあり、所有者の死後屋敷地が分割されても、相続人たちは近隣の親族として交際することになる。歴史の浅い開拓村で、共同の作業や生活を支えてきたのは、こうした血縁的紐帶であった。

以上、Z村の世帯および親族関係について述べてきたが、その諸特徴を以下の3点に整理しておくことにする。まず第1に、世帯も家族も系譜的継承性をもたず、親族集団に類するものは存在しない。第2に、ビルマの農村でもタイと同様に、1人の所有者の屋敷地に近縁者がそれぞれ独立に家屋を建てて共住するという傾向が観察される。第3に、近親が村内、それも比較的近隣に居住する事例が多いので、「地縁的なつき合い」と村人も観察者も認識しやすい慶弔時や家の普請時の助け合いが、実は「近親間の相互扶助」であることが多い。ただし、それはあくまでも「つき合い」であり、「集団」をな

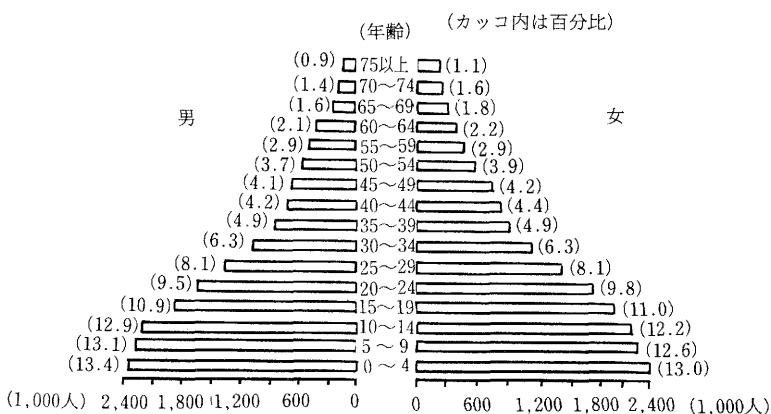
すものではない。

## 2. 人口構成と学歴

ビルマの全国の年齢別人口構成は第6図に示したように典型的なピラミッド型である。ビルマの1980年代の出生率と死亡率は、それぞれ約2.9%と約0.9%であり<sup>(11)</sup>、多死多産型の人口構造になっている。これと比較すると、Z村の人口構成(第7図)もピラミッド型に近いものの、最底辺部の0～4歳人口がその上の5～9歳クラスの人口よりも少なく、また15～19歳の男子人口がその下のクラスの人口より多いなど、完全なピラミッド型とはいえない。0～4歳人口の減少は近年の出生率の低下を示すものであるが、これが一時的な現象であるのか永続的なものであるかは即断できない。ちなみに、出生率の1980年代の全国平均は2.9%弱で推移しているが、フレグー郡の属するヤンゴン管区の出生率は2.6%とやや低くなっている<sup>(12)</sup>。近年東南アジア諸国で増加しつつある若年生産年齢人口の流出という現象は、ヤンゴンという大都市の近郊にも関わらずこの村ではまだ起こっていない。後述するように、村内の雇用機会は決して十分であるとはいえないが、ヤンゴンでの雇用機会の少なさと都市部への人口流入に対する厳重な管理が農村から都市への人口移動を抑制する要因となっている。

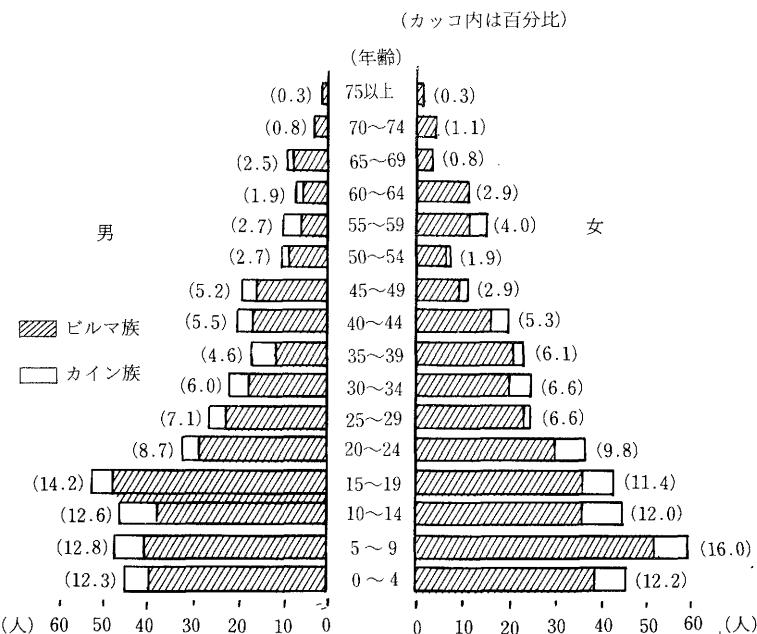
第11表と第12表は、Z村に居住する10歳以上のすべての人々を民族別に分けて、各人の学歴を年齢別に分類した表である。第11表の「寺院学校」(hpôungyikyâun)とは村の二つの寺院に付設されている学校のことである。寺院学校は教育省の指揮下に置かれた5-4-2-4制の正規の学校制度には属さず、決まったカリキュラムはない。僧侶が任意に読み書き、計算、仏典などを教えており、教育の対価としての授業料はなく、村人の寄進の一部が学校の運営に回されている。寺院学校の生徒は教育省が毎年行う試験に合格すれば隨時正規の小学校に編入することができる。第11表にみるようにZ

第6図 ビルマの年齢別人口構成（1983年）



(出所) Immigration and Manpower Department, *Burma 1983 Population Census* (Rangoon : 1986), pp. 15-16.

第7図 Z村の年齢ピラミッド



(出所) 筆者調査による。

第11表 学歴別・年齢別人口構成（ビルマ族）

(単位：人、カッコ内は百分比)

年齢	学歴なし	寺院学校	小学校中退*	小学校卒	中学校中退*	中学校卒	高校卒	合計
10~19	9( 5.7)	22(13.9)	50(31.5)	35(22.2)	32(20.3)	8( 5.1)	2(1.3)	158(100)
20~29	1( 1.0)	11(10.5)	16(15.2)	33(31.4)	32(30.5)	6( 5.7)	6(5.7)	105(100)
30~39	3( 4.2)	16(22.5)	8(11.3)	29(40.9)	14(19.7)	1( 1.4)	—	71(100)
40~49	—	26(44.8)	2( 3.4)	19(32.8)	7(12.1)	3( 5.2)	1(1.7)	58(100)
50~59	2( 6.3)	16(50.5)	3( 9.4)	9(28.0)	2( 6.3)	—	—	32(100)
60~69	4(14.3)	15(53.6)	—	7(25.0)	2( 7.1)	—	—	28(100)
70~	3(37.5)	5(62.5)	—	—	—	—	—	8(100)

(注) \*10~19歳については就学中の者も含む。

(出所) 筆者調査による。

第12表 学歴別・年齢別人口構成（カイン族）

(単位：人、カッコ内は百分比)

年齢	学歴なし	小学校中退*	小学校卒	中学校中退*	中学校卒	高校卒	合計
10~19	—	8 (28.6)	7 (25.0)	9 (32.1)	3 (10.7)	1 ( 3.6)	28(100)
20~29	—	1 ( 6.7)	10(66.7)	1 ( 6.7)	2 (13.3)	1 ( 5.7)	15(100)
30~39	—	—	12(75.0)	3 (18.8)	1 ( 6.3)	—	16(100)
40~49	—	4 (33.3)	3 (25.0)	2 (16.7)	3 (25.0)	—	12(100)
50~59	—	5 (50.0)	2 (20.0)	3 (30.0)	—	—	10(100)
60~69	—	—	2 (100 )	—	—	—	2 (100)
70~	—	—	1 (100 )	—	—	—	1 (100)

(注) \*10~19歳については就学中の者も含む。

(出所) 筆者調査による。

村の40歳以上のビルマ族人口の約半数は、正規の制度ではなく寺院学校で教育を受けており、この制度が全国平均80%といわれる<sup>(13)</sup>ビルマの高い識字率を支えてきたといえる。だが近年正規の学校教育への需要が高まってきており、若い世代では中学や高校へ進学する者がしだいに増加してきている。

他方、カイン族には教会付設の学校はないが、学歴のない者は皆無である。彼らの日常語はカイン語であるが、学校教育においてはカイン語の使用は認められていない。にもかかわらず、彼らの教育水準は概してビルマ族よりも高く、特に若年層では各世代人口に占める中卒・高卒の人口比がビルマ族のそれの2倍ほどになっている。カイン族の中高卒者は在外公館の下級職員や

外国人の使用人としてヤンゴンに職を求めることが多い。村やフレグー郡内に残ることが多く、まして外国人のところなどでは働くかないビルマ族とは対照的である。

ユワジーにもパウッコウンにも小学校しかなく、中学校、高校に進学するとフレグー町まで通わねばならない。中・高校の学費は小学校に比べて特に高いものではないが、制服代、本代、文房具代などがかなり高くなること、進学のためにはフレグー町にある私塾へ通わねばならないこと、学校や塾にいる時間や通学時間等を考慮すると家事や農事への参加ができなくなる(期待される労働力が減る)ことの三つの理由のため、ごく一部の比較的裕福な家の子弟しか中学や高校へ進学することができない。高校卒業後、大学や専門学校へ進学する道があるが、一般的に、農村居住者にとって大学は非常に遠い存在であり、Z村から大学や専門学校へ進学した者はいない。

### 3. 職業構成

世帯主をビルマ語ではエインダウン・ウースィーということはすでに述べたが、これはいわば名目上の世帯主であり、これとは別に経済活動からみた世帯主、すなわち世帯の経済活動を中心的に担う人物に対してはエインダウンダーズ・アチーアケー (*eindaundházù akyiaké*) という用語が使われる<sup>(14)</sup>。アチーアケーとは首領、有力者もしくは重要人物という意味である。両者は同一人物であることが多い<sup>(15)</sup>が、未亡人がウースィーである拡大小家族などの場合には異なることがしばしばある。第13表は、調査対象136世帯について、ビルマの慣例に習って、世帯主の主業<sup>(16)</sup>を「世帯の職業」として、職業別世帯数を列挙したものである。まず主要な職業の概要について説明しておこう。

まず「農家」について。日本の場合、「農業」には耕種と畜産が含まれるが、ビルマ語では、耕種はサイッピョーイエー (*sai'pyôuyêi*)、畜産はムエミ

第13表 Z村の職業構成

(単位:世帯)

職業	世帯数	構成比(%)	副業・兼業世帯数
水田農業	64	47.1	62
菜園農業	3	2.2	3
農業雇用労働	44	32.4	41
公務員	7	5.1	6
大工	3	2.2	2
行商	3	2.2	3
スペア(車掌)	2	1.5	2
漁業	2	1.5	2
無職	1	0.7	—
その他	7	5.1	5
計	136	100.0	126

(注) (1)農業労働者は、サインガーと呼ばれる季節雇いとチャーバンと呼ばれる日雇いの二つの範疇に分けることができる。この村では前者が29世帯、後者が15世帯である。

(2)「その他」の職業は、雑貨店経営、樵夫、牧師、レンガ職人、サイカーレンタル、籠作りおよび食堂の給仕が、各1世帯である。

(出所) 第7表と同じ。

ユーイエー(mwêimyuyêi)といい、両者を統一的に表す用語はない。そして前者のみが“agriculture”と英訳される。つまり、耕種のみが農業であり、畜産は別の範疇に入るものと観念される。後述するようにZ村には酪農を行う農家があるが、それは農業ではなく農家の副業と意識されているのである。

「農民」はビルマ語ではタウンドゥ・レーダマー(taundhu ledhamâ)と総称される。taunは「山」、dhu (=thu)は「人」、leは「田」、dhamâ (=thamâ)は「職人」をそれぞれ意味し、上ビルマではタウンドゥ、下ビルマではレーダマーがそれぞれ農民を指す言葉として用いられることから、両者をつなぎ合わせて全国共通語としたのである。「農民」の定義は、(1)田畠を自ら耕作して主たる生計の糧としている者、もしくは(2)すべての農作業の過程を自ら監督することによって主たる生計を立てている者、となっており(農地国有化法第3条)，自ら耕作する者だけではなく、農業労働者を雇用して農業経営を行う者も農民である<sup>(17)</sup>。ただし、「タウンドゥ・レーダマー」は政策あるいは統計

上の公式用語であって、農民自身はこの言葉を使用しない。彼らは自らが耕作の対象とする農地の種類によって自身の呼称を区別する。水田を耕作する者はレーダマー (ledhamâ), 畑 (ya) を耕す者はヤーダマー (yadhamâ), 菜園 (hcan) を耕作する者はチャンダマー (hcandhamâ) と、それぞれ経営農地の種類によって「農民」の呼称が異なるのが一般的である。Z村にはヤーダマーはおらず、また水田と菜園の両方を耕作する農民はレーダマーである。本書ではレーダマーを水田農民、チャンダマーを菜園農民と呼ぶことにする。

さて、世帯の仕事として農業を営む世帯をどのように呼ぶかという問題が最後に残る。すでに述べたように代々継承される「イエ」の観念がビルマにはないので、当然「家業」という考え方はない。よって、村人の間では世帯主あるいはそれに準ずる者の主業を「世帯の職業」と見なして「○○業のエイン（家）」と呼ぶのが通常である。政策当局もこれに倣って、エイダウンダーズ・アチーアケーが「農業」を主業としている「世帯」を「タウンドゥ・レーダマー・エイダウンダーズ」すなわち「農民世帯」と呼んでいる。本書ではこれを「農家」と訳して使用することにする。つまり、レーダマーの世帯は水田農家、チャンダマーの世帯は菜園農家となる。表に示したように、村には水田農家が64世帯、菜園農家が3世帯ある。

次に農業労働者について。農業労働者とは自己の経営農地を持たず、他人に雇用されて農業労働に従事する者をいい、政府の公式用語ではレーヤーロッター (leya lou'thâ=田畠の労働者) であるが、村ではレークーリー (le kuli=田の苦力) と呼称される。農業労働者はその雇用形態によって二つの範疇に分類することができ、季節ごとに長期に雇われる者はサインガー (sayinhngâ)，日雇いベースで雇われる者はチャーバン (kyàbân) と呼ばれている。サインガーは比較的長期間の雇用が保証されているが、チャーバンは農業雇用労働だけでは十分な収入を得ることができず、他に屋根葺き、草刈り、牛の世話、道路工事、薪集めなどあらゆる雑業を日雇いあるいは出来高払いで行う便利屋のような存在であり、その収入は非常に不安定である。この村には前者が31（うち調査世帯は29）世帯、後者が15世帯ある。農業労働者の雇用構造につ

いっては第VII章で詳述する。

第3に、菜園のみを保有する菜園農民について。Z村では菜園農民は農民よりもむしろ農業労働者に近いものと見なされている。その理由として、第1に、3世帯の菜園農家のうち2世帯は世帯主が農業雇用労働にも従事していること、第2に、Z村の作付指定および供出対象作物(後述)は米のみで菜園の生産物は対象になっていないこと、第3に、菜園農家は米を生産しないので米の配給を受けることになり、協同組合の統計では「農家以外」に分類されていること、第4に、菜園農家は農民協会(*taundhu ledhamâ asiayôun*)に加盟していないこと、が挙げられる。

以上述べた農業関係の三つの職種(以下まとめて「農業従事者」とする)を主業とする世帯が計111世帯あり、全調査世帯の82%を占める。Z村が、周辺の人々からも村民自身からも、「純農村」(*ledhamâ ywa<sup>(18)</sup>*)と見なされている所以である。しかし、Z村全体の総世帯数136戸中経営農地を持つ世帯、すなわち「水田農家」および「菜園農家」は49%と半分に満たず、農業従事者世帯だけを見てみても、40%は経営農地を持たない農業労働者世帯である<sup>(19)</sup>。平等を旨とする社会主義体制の観念に照らし合わせると奇異な現象と言わざるを得ない。なぜ、どのようにして、このような土地制度が形成されてきたのかについては、続く第IV、V章で述べることにする。

「純農村」といえども20%近くは農業従事者以外の世帯であり、また農家や農業労働者世帯の副業や兼業を考慮するならば、Z村の就業構造を農業一色で描くことはできない。以下、世帯主が主業としている、農業以外の職業について述べ、続いて副業と兼業の実態について概観していこう。

農業従事者よりずっと少なくなるが、Z村の「世帯の職業」で3番目に多いのが「公務員」である。ビルマ族5世帯、カイン族2世帯の計7世帯の世帯主が就業しており、うち5人は月給制の下級公務員、2人(兩人ともビルマ族)は日雇い公務員である。ビルマ族の全員がフレグー町にある郡庁や中央官庁の支所に勤務しているのに対し、カイン族の2人はヤンゴンで勤務についており、週末だけZ村に帰ってくる。カイン族の子女たちの中にはヤンゴン

の外国公館や外国企業および外国人家庭で働く者が多いことはすでに述べたとおりであり、事例は少ないがカイン族の方が都市型の職業への指向が強いように思われる。

その他、「大工」はもちろん家を建てるのが仕事であるが、屋根葺きは彼らの仕事ではない。ダノウン(danoun)と呼ばれるバゴー山地産の木の葉で屋根を葺くのは、農業労働者や零細農家の乾期における重要な兼業職種となっており、彼らは村外へも職を求めて出かけていく。「行商」は女の仕事であり、三日月湖で採れたガズンユエッや自分でゆでた豆などを頭の上に載せて売り歩く。これが「世帯の職業」となるのは、世帯主が未亡人で、彼女が行商によって一家の生計を支えている場合である。その他にも農業労働者や公務員の世帯の妻子が副業として行商に出ていることも少なくない。「スペア」とはバスの車掌のことであり、ピック・アップ・カー型のミニバスの車掌の場合、バスの後部にぶら下がりながら旅客の案内や運賃の集金を行う<sup>(20)</sup>。表中の2人は、ヤンゴンからマンダレーまでの約700キロメートルをつなぐ路線バスのスペアという重労働をしている若者である。「漁業」者とはZ村の脇を流れるガモイエイ川で魚を捕って売ることを生業にしている者たちのことである。彼らはガモイエイ川で捕った魚を、自らあるいは妻がフレグー町だけでなく遠くヤンゴンまで売りに行く。他に、水田や三日月湖、飲料用の池などでも魚は捕られているが、三日月湖で年に1度だけ行われる漁を除いては自給用の捕獲であり、これを職業としている者はいない。上記の職業の他に、「雑貨店主」、「レンガ職人」、「サイカー<sup>(21)</sup>運転手」などに世帯主が就業している。公務員同様、大工、レンガ職人、サイカー運転手の主な職場はフレグー町であり、行商もフレグー町を中心とした周辺の村々を商圈としている。ヤンゴンでの雇用機会が少ないのですでに述べたが、フレグーの町でも公務員のような安定した就業機会は滅多にあるものではない。上記に述べた公務員以外の職種は、日雇いや歩合制の仕事ばかりである。

以上が「世帯の職業」であるが、第13表にみるように、自家農業や世帯主の主業のみで生計を立てている世帯は全調査世帯の1割に満たない。残りの

9割以上の世帯は、世帯主自身が副業や兼業を行っているか、もしくは世帯主以外の世帯構成員がなんらかの職業に従事しているのである。最も一般的な副業は落花生作と養豚であり、兼業の種類は農業雇用労働、屋根葺き、軍人、日雇い公務員、女中、庭番などさまざまである。ただし、自らの経営農地を持つ農家とそれ以外の世帯とは副業や兼業の傾向が異なる。一部の農家は自己の所有する牛（役牛または乳牛）から牛乳を搾って販売したり、役牛を賃貸するなどの自己資本による副業経営が可能であるが、その他の世帯においては、妻子が行商をしたり、落花生やガズンユエッを栽培したりするような小規模な副業を行う世帯がわずかにあるものの、農業雇用労働や屋根葺きなど労働力の販売を伴う職種でしかも季節性の高いものが主要な兼業職種となっている。経営農地の有無、あるいはその広狭から生ずる副業・兼業職種の相違は世帯の所得に大きな影響を及ぼしているが、その詳しい分析は第VIII章で行うこととする。

- 注(1) 田村克己「上ビルマの村落の構造と秩序」（『鹿児島大学教養部史学科報告』第30号、1981年7月），36ページ。ただし、田村の定義には“tha”が含まれていない。
- (2) 例えば、Spiro, *op. cit.*, pp. 105-107. また、筆者の調査世帯の中にも、「最近子供が結婚して今は同居しているがまもなくどこかに家を建てて別居させるつもりだ」と答えた世帯が4世帯あった。
- (3) Win Kyi, *myanmā dālēihtōun amweigān* [ビルマの慣習的相続] (yangoun [ヤンゴン] : sapeibei'man, 1975), p. 4.
- (4) 1973 *hkāhni' pyidaunzū myanmanainngan dhagaunsayīn* [1973年ビルマ連邦人口センサス], 宗教内務省移民・人口局内部資料, p. 3.
- (5) 田村, 前掲論文, 36ページ。
- (6) タイの「屋敷地共住集団」に関しては水野浩一の研究を嚆矢として、多数多岐にわたる論考がなされており、それらの多くは屋敷地の所有や相続を農地の所有や経営と関連させて論じたものである。このような視点からの考察は、本書第V章および第VII章で行う。
- タイの「屋敷地共住集団」に関する研究成果のうち、筆者が特に参考にした論文として、さしあたり次の5点を挙げておく。
- 水野浩一『タイ農村の社会組織』、弘文堂、1981年。

口羽益生・武邑尚彦「『屋敷地共住集団』再考——東北タイ・ドンデーン村の追跡調査（中間報告）——」（『東南アジア研究』第21巻第3号，1983年12月），288～308ページ。

宮崎 猛「東北タイ農村における農地賃借と農業共同経営に関する経済分析——コンケーン県ドンデーン集落を事例にして——」（『アジア経済』第25巻第11号，1984年11月），46～60ページ。

田坂敏雄「タイにおける農地賃借の類型と性格——宮崎猛氏の所説に関連して——」（『アジア経済』第27巻第2号，1986年2月），39～47ページ。

北原 淳「タイ農村における耕地の所有と経営の構造——田坂＝宮崎論争を手がかりに——」（『アジア経済』第28巻第7号，1987年7月），39～50ページ。

(7) 協同組合は協同組合省の管轄下に各村落区および町区ごとに組織されており，基礎的消費財の低価格での配給を主要な業務とする。つまり一般的に協同組合といった場合は，消費協同組合のことである。さまざまな生産協同組合のあるところもあるがこの村はない。協同組合は米の配給を最も重要な業務のひとつとしており，そのため米の配給対象とならない農家と配給対象となる非農家世帯を区別した人口統計を持っている。それによると村の人口は男517人，女526人の計1043人で，農家世帯員数613人，非農家世帯員数430人である。ところが，先述のように筆者の調査によるとZ村の人口は調査対象世帯136世帯で男366人，女376人の計742人であり，『郡地誌』では男女各351人の計702人である。『郡地誌』の調査年1982年から筆者の調査時の87年までの人口増加率を全国平均と同じく年率2%とすると，87年のZ村の人口は計算上775人になって，筆者の調査結果にかなり近くなる。これに比べると協同組合の統計，Z村の総人口1043人は異常に多い。組合手帳との関係で，世帯数だけでなく人口も水増しされたのではないかと考えられる。

(8) 正式には，姉からみた妹のみをニーマといい，兄からみた妹はフナマ(hnàmà)という。だが，文語体の文章以外ではフナマはほとんど使用されず，兄からみても姉からみても妹はニーマと呼ばれるのが普通である。

(9) ビルマの村では世帯間の血縁的なつながりが見られないとの指摘もある（斎藤照子「ビルマ（ビルマ連邦社会主義共和国）」，松本重治監修・滝川 勉編『新・東南アジアハンドブック』，大進堂，1988年，192ページ）。しかし，この議論は，仮に植民地期の開拓村時代にはあてはまつとしても，独立後40年を経た現在のビルマ農村の実態を反映したものではないように思われる。筆者がビルマの農村を廻って得た印象によると，Z村の他にも世帯間の親族関係が緊密な農村が非常に多い。

(10) 夫が妻を村外から迎えるケースがその逆のケースの2倍以上あることも同表

から読み取れる。つまり、村落間の婚姻では夫方に妻が居住する場合が多いのである。過去の調査では、ナッシュが上ビルマの農村において妻方居住婚が夫方居住婚に比べて圧倒的に多いことを、スパイロが両者に量的な差がないことをそれぞれ指摘しているが、筆者の調査ではそのどちらも否定する結果が出たことになる。Nash, *op. cit.*, p. 45, p. 247; Spiro, *op. cit.*, p. 136.

(11) Central Statistical Organization, *Statistical Yearbook 1989* (Yangon : 1990), p. 32.

(12) *Ibid.*, p. 34.

(13) UNESCO, *Statistical Yearbook 1990* (Paris : UNESCO, 1991), p. 1 • 31.

(14) 例えば、農地国有化法第2条 (*pyidaunzū myanmanaingan tohlanyēi asōyā [ビルマ連邦革命政府]*, 1953*hkūhni' leyamyei nainganbain pyūlou'yēi e'ubadei* [1953年農地国有化法] (yangoun [ヤンゴン] : bahou poumhnei'tai' [中央印刷局], 1966), p. 2. 以下「農地国有化法」とのみ記述した場合はこの法律を指す。

(15) エインダウン・ウースターは日本の場合ならば戸籍（ビルマにはない）筆頭者に当たり、エインダウンダーズ・アチーケーは日本の農業センサスで用いられる「世帯主」の定義と一致する。以下、本書では特別のことわりがないかぎり、後者をもって「世帯主」とする。日本の農業センサスの世帯主の定義については、農政調査会編『農業統計用語辞典』、農村漁村文化協会、1975年、56~57ページを参照。

(16) 日本語で「兼業」とは自家農業以外の職業に用いられる、主副の関係を含まない用語である。だが本書では、水田および菜園を耕作する世帯はそれをもつて「主業」とし、それ以外の世帯においては世帯主が時間的に最も長く従事する職業を「主業」とした。つまり、ここでいう「主業」は農業のみに限らない。そして主業以外、すなわち自家農業（耕種）の傍ら従事する職業、あるいは世帯主が副次的に従事するか世帯主以外の世帯構成員が従事する自家農業以外の職業を「副業」および「兼業」とする。そしてさらに「副業」と「兼業」を次のように区別する。すなわち、世帯の「主業」が水田での農業の場合、農民が水稻作のかたわら副次的に営む業務で、賃労働以外のものを「副業」と定義——これは植民地期のセンサスの定義に由来するものである（高橋「植民地統治下の……」、41ページ）——し、労働力を直接販売する賃労働を「兼業」と定義する。また世帯の主業が水田農業以外の場合、世帯主が副次的に従事する職業もしくは世帯主以外の世帯構成員が従事する主業以外の職業のうち、賃労働でないものを「副業」、賃労働を「兼業」と定義する。

(17) この定義はウー・ヌ政権期のものである。後述するように、1962年にネーヴィン政権になってから農業政策の大きな転換が行われたが、「農民」の定義は変わっていない。すなわち、ネーヴィン政権になって制定された、1963 *hkūhni'*

taundhu ledhamâ akwînayêi kagwedhî ubadei [1963年農民の権利保護法]においても、農民の定義は同じである。

- (18) 正確に訳すならば、「水田農民の村」である。
- (19) 斎藤は全ビルマの農業従事者の42.0～44.5%が農業労働者である、と推計している（斎藤照子「ビルマにおける農業労働者階層の形成」、滝川 勉編『東南アジア農村の低所得階層』研究双書311、アジア経済研究所、1982年、238ページ）。また筆者がビルマの農村を回って得た印象によると、どこの村でも1村の農家戸数は村の全世帯数の約半分から3分の2であとは非農家である。農村における農業労働者の実態調査としては、斎藤「下ビルマ米作村の……」がある。
- (20) 高橋昭雄「ビルマ——乗合バスの群像——」（吉田昌夫・大岩川嫩編『「のりもの」と「くらし」——第三世界の交通機関——』アジアを見る眼80、アジア経済研究所、1990年）、82～88ページ。
- (21) 自転車の横に乗客運搬用の座席をつけた車。地方都市の重要な交通手段である。